

多治見市保育園の食物アレルギー対応と 「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の記載例

多治見市福祉部子ども支援課

1. 多治見市保育園給食における食物アレルギー対応は、完全除去対応です。

平成27年3月に文部科学省より示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、発症数や重篤度の高さから「食品表示法」において、義務表示のある特定原材料7品目の卵、乳、えび、小麦、かに、そば、落花生のうち、**卵、乳、えび、小麦**を完全除去対応とします。

※また、下記の重篤度が高く、発症数の多い下記の食品は保育園給食では提供しません。

表示	法令	特定原材料
義務表示	特定原材料（7品目）	かに、そば、落花生
任意表示	特定原材料に準ずるもの （21品目）	くるみ、カシューナッツ、やまいも、まつたけ、いくら、あわび、キウイフルーツ、アーモンド

2. 完全除去対応について

安全性を最優先するために、文部科学省の指針及び、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」に従い、アレルゲンを含む料理を「すべて食べるか（提供する）」か「すべて食べない（提供しない）」の対応です。

※多治見市では卵、乳、えび、小麦のアレルギーについて「完全除去」対応としますが、卵と乳について一部特例を設けています。

3. 保育園給食で多段階対応はおこないません

多段階対応とは、牛乳や乳製品を例にすると「少量なら飲めるから少量だけ飲む」「シチューは食べられるけどチーズは食べられない」といった、アレルゲンを含む給食の量を調整したり、献立によって食べたり食べないといった対応のことです。

多段階対応では、人によって食べられる食品も、量も様々という非常に複雑な状況となり、重大な事故につながる恐れがあります。

現在、食物アレルギーの治療は「正しい診断に基づき、食べられる範囲（量）までは食べる」ということになっていますが、「何グラムまでは食べられるので、給食もそこまでは出してください」ということは、まだ治療の段階であり、保護者の目の届かない保育園でそのような対応を行うことは発症のリスクがあるため保育園では多段階対応はおこないません。



【例】完全除去対応

卵の場合	<p>多段階対応</p> <p>・生卵が食べられない</p> <p>✕ </p>	<p>完全除去対応</p> <p>卵が含まれているため給食では提供しません</p> <p></p>
	<p>・親子煮やオムレツは食べられる</p> <p>○ </p>	<p>ただし、保育所生活管理指導表（アレルギー疾患用）に</p> <ol style="list-style-type: none"> 加熱卵で鶏卵1個（50g程度）食べられることが明記されている場合は、卵料理を提供します。 マヨネーズが食べられることが明記されている場合は、マヨネーズを提供します。
乳の場合	<p>多段階対応</p> <p>・飲用牛乳が飲めない</p> <p>✕ </p>	<p>完全除去対応</p> <p>乳製品が含まれているため、給食では提供しません</p> <p></p>
	<p>・パンやシチューは食べられる</p> <p>○ </p>	<p>ただし、保育所生活管理指導表（アレルギー疾患用）に</p> <ol style="list-style-type: none"> 牛乳を200ml飲むことができることが明記されている場合は、パンを含めた乳・乳製品料理を提供します。 牛乳を200ml飲むことができない場合でも、学年に応じて下記目安量の食パンが食べられることが明記されている場合は、パンを提供します。
<p>《目安量は保育園給食用のパンの乳たんぱく質量を考慮しています。》</p> <p>1斤340g市販食パン目安量 保育園児・幼稚園児（6枚切1枚）、 小学生1～4年生（6枚切り1枚半）、小学生5・6年生・中学生（6枚切り2枚）</p> <p>※いずれの場合も、飲用牛乳を豆乳やお茶に代替することを条件とします。</p>		
えびの場合	<p>多段階対応</p> <p>・えびの天ぷらは食べられない</p> <p>✕ </p>	<p>完全除去対応</p> <p>・えびが含まれているため給食では提供しません</p> <p></p>
	<p>・えびのグラタンはえびを除いて食べられる</p> <p>○ </p>	
小麦の場合	<p>多段階対応</p> <p>・パン1個は食べられない</p> <p>✕ </p>	<p>完全除去対応</p> <p>・小麦が含まれているため給食では提供しません。また食べられる量を加減する対応は行いません</p> <p></p>
	<p>・パン1/2量は食べられる</p> <p>○ </p>	

＜保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 記載例＞

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)

名前: _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ ヶ月) _____ 保育園 _____ 組 (_____ 歳児) 提出日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

食物アレルギー (あり・なし)	病型・治療 A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシーその他: _____) B. アナフィラキシー病型 1. 食物 (原因 小麦) 2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛) C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 ① 鶏卵 () ② 牛乳・乳製品 () ③ 小麦 () ④ ソバ () ⑤ ピーナッツ () ⑥ 大豆 () ⑦ ゴマ () ⑧ ナッツ類* () (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・) ⑨ 甲殻類* () (すべて・エビ・カニ・) ⑩ 軟体類・貝類* () (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・) ⑪ 魚卵* () (すべて・イクラ・タラコ・) ⑫ 魚類* () (すべて・サバ・サケ・) ⑬ 肉類* () (鶏肉・牛肉・豚肉・) ⑭ 果物類* () (キウイ・バナナ・) ⑮ その他 () [*は()の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること]	保育所での生活上の留意点 A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容については、病型・治療のC.欄及び下記C. E欄を参照) B. アレルギー用調整粉乳 ① 不要 ② 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi・ベブディエット・エレメンタルフォーミュラ その他() C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC.欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 ① 鶏卵: 卵殻カルシウム ② 牛乳・乳製品: 乳糖 ③ 小麦: 醤油・酢・小麦 ④ 大豆: 大豆油・醤油・味噌 ⑤ 小麦: 小麦油 ⑥ 大豆: かつおだし・いりこだし ⑦ 魚類: エキス ⑧ 肉類: エキス D. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限 (小麦) 3. 調理活動時の制限 (小麦) 4. その他 ()	記載日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名: 多治見 華代 医療機関名: 〇△□クリニク 電話: 0572-〇〇-XXXX
	緊急時に備えた処方箋 ① 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) ② アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 ③ その他 ()	病型・治療 A. 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B. 長期管理薬 (短期追加治療薬を含む) 1. ステロイド吸入薬 剤形: _____ 投与量 (日): _____ 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. DSG吸入薬 4. ベータ刺激薬 (内服・貼付薬) 5. その他 () C. 急性増悪 (発作) 治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 3. その他 () D. 急性増悪 (発作) 時の対応 (自由記載)	保育所での生活上の留意点 A. 寝具に関して 1. 管理不要 2. 防ダニ剤等の使用 () 3. 寝具の管理が必要 () B. 動物との接触 1. 管理不要 2. 動物への反応が強いため不可 () 動物名 () 3. 飼育活動等の制限 () C. 外遊び、運動に対する配慮 1. 管理不要 2. 管理必要 (管理内容: _____) D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)

● 保育所における日常の取り組みや緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。
 同意する
 同意しない
 保護者氏名: _____

アレルギーのある食材を給食で食べることができると診断された場合、「保育所での生活上の留意点」の「E. 特記事項」欄に、下記の記載例のようにご記入ください。

- 卵のアレルギーの場合、下記2点についてご記入ください。
 - 「加熱卵なら1個食べても問題なし」又は
 「加熱卵で鶏卵1個は食べられることを負荷試験で確認済み」
 - マヨネーズについて「マヨネーズは可」
- 乳・乳製品のアレルギーの場合、下記のどちらかについてご記入ください。
 - 「牛乳200mlまではOK」又は
 「牛乳200ml飲めることを負荷試験で確認済み」
 - パンのみ食べられる場合、「給食のパンは食べても問題なし」

※乳のアレルギーのお子さんにパンを提供するには、市販の食パン1斤を6枚に切った6枚切りのパンを、保育園児が1枚食べてもアレルギー症状が出ないことが必要です。

ご不明な点は下記までお問い合わせください
 お問い合わせ先: 多治見市福祉部子ども支援課 担当: 岩下・田中 TEL 23-5947

食物アレルギーのある園児は、必ず

医師からの診断結果が記入されている

「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出してください。

提出はアレルギー面談日です。

入所園の園長よりアレルギー面談日についての調整連絡があります。

《 面 談 日 》

令和 年 月 日 () 時 分～

持ち物：医師の診断を受けた「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」
筆記用具（黒・赤ボールペン）